

平成30年度若年技能者人材育成支援等事業推進計画

事業項目	事項
	<p>(1) 本県における若年技能者の人材確保・育成や技能継承等、県内企業の抱える課題に対し、ものづくりマイスター及びITマスターの派遣による実技指導等の取り組みにより技能向上を図るとともに、効果的な技能継承や後継者の育成が図れるよう環境整備を行います。</p> <p>(2) 学生生徒等に対し、ものづくりマイスター等を活用して「ものづくりの魅力」を発信し、技能分野（情報技術分野を含む）への誘導を図るなど、技能士を活用した地域の技能振興事業を行うことにより、技能尊重気運の醸成を図ります。</p> <p>(3) 事業を効果的に進める観点から、熊本県や経済団体、教育訓練機関等による連携会議を設置し、推進計画に基づき連携協力の下に事業展開を図ることとします。</p>

1 地域技能振興コーナーの設置等

(1) 地域技能振興コーナーの設置	コーナーには「地域技能振興コーナー長」（以下「コーナー長」という）を置く。ものづくりマイスターの認定等に係る相談、ものづくりマイスター及びITマスターの派遣のコーディネートを行います。
(2) 技能振興等に係る広報	技能振興等に係る広報については「中央技能振興センター」（以下「センター」という）が全国的に展開し、地域レベルの広報はセンターからの指示・連携のもと展開するものとします。

2 地域における技能振興事業

(1) 技能五輪全国大会予選の実施等	
ア 技能五輪全国大会の予選会の実施及び援助	<p>多くの企業、教育訓練機関に対して、予選会の参加に向けた働きかけを行うなどにより、技能尊重の気運の醸成等を図り、中央職業能力開発協会の準備課題による技能五輪全国大会の予選会を実施するとともに、予選会に係る参加者費用の援助を行います。（会場使用料・材料費等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施予定職種 「西洋料理」職種 ・実施予定日 平成30年5月中旬
イ 技能五輪全国大会及び若年者ものづくり競技大会参加支援の実施	<p>若年者に努力目標を付与し、技能レベルの向上を図ることを目的とした技能五輪全国大会及び若年者ものづくり競技大会に選手を参加させる中小企業や教育訓練機関に対し、<u>参加選手及びその指導者等の参加旅費及び道具等の運搬費用の一部</u>を援助します。</p> <p>《競技別参加見込数等》</p> <p>①第56回技能五輪全国大会（平成30年11月、沖縄）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参加見込選手数：15名（10職種）程度 ・指導者等：14名程度 <p>②第13回若年者ものづくり競技大会（平成30年8月、愛知）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参加見込選手数：6名（4職種）程度 ・指導者等：4名程度

(2) ものづくりの魅力、技能者の持つ技能を伝えるための取組	
<p>ア ものづくりマイスター、IT マスター及びそれ以外の熟練技能者の活用</p>	<p>①イベント 職業意識の形成、技能の重要性・必要性を理解させるために、小中学生を対象にものづくりマイスターやITマスター、それ以外の熟練技能者（以下「ものづくりマイスター等」という）を活用したものづくりの魅力、技能者に持つ技能を伝えるイベント、楽しさに触れさせるイベント等を開催します。 【イベント概要】 ・ものづくり体験教室と技能に係る講演、製作実演、作品展示等を組み合わせたものを想定 ・開催回数 年2回予定 ・実施職種数 5職種程度（IT関係の1職種を含む） ・参加者数 600名程度</p> <p>②ものづくりマイスター、IT マスター以外の熟練技能者の派遣 ・イベント以外にて学校等から要請のあった場合、ものづくりマイスター、IT マスターでない熟練技能者によるものづくり体験教室等への派遣を実施する。 ・高校生や若年技能者を対象に、「ものづくりマイスター」の対象外分野の技能検定職種を中心にものづくりマイスター、IT マスター及びそれ以外の熟練技能者による実技指導を行い、技能習得意欲の増進を図ります。</p>
<p>イ 情報技術関連分野に係るITマスター等の活用</p>	<p>IT 関連職種については、情報技術関連のツールに触れ、IT 技術を実体験できる体験教室や作品展示、情報技術関連技能に係る講演を実施するなどし、IT リテラシーの習得、IT 技能に関わる楽しさに触れさせる内容とします。</p>
<p>ウ ブロック単位のイベント</p>	<p>ブロックごとのイベントに際しては、九州ブロックの幹事県を初め、センターと協力して取り組みます。 ・技能競技大会展(国が行う技能競技大会の紹介を行う) ・技能士展(技能士制度の普及・促進を図るため、技能士制度を紹介するもの)</p>
<p>エ 生産性・品質向上のためのIT活用の現状とものづくりマイスターの活用に係る好事例発表及び意見交換 (昨年：技能伝承に係る)</p>	<p>生産性・品質向上を図るため、IT を活用して生産性・品質向上を図る企業の取組を好事例として発表する場を設けるとともに、その取組みについて参集者と意見交換を行い理解を深めていただく場とします。 ・開催時期 平成30年10月迄に実施し、センターへ報告 ・発表者 5企業程度</p>
<p>オ「地域発！いいもの」応援事業の実施</p>	<p>地域で行われている技能振興に資する特色ある取組や制度を「地域発！いいもの」として認定し、広く国民へ周知することで技能尊重の気運を高め、ひいては地域の活性化を目的とする。センターが定める募集要領及び募集要項に基づき、ホームページへの掲載や訪問等による募集に係る周知、受付・確認、センターへの申請書の送付等の業務を行います。 (年1回実施)</p>

<p>カ グッドスキルマーク事業の実施</p>	<p>一級技能士等が製作した製品を認定し、グッドスキルマーク（特級技能士、一級技能士または単一等級の技能士が製作した製品等に表示するロゴマーク）の表示を認めることにより、直接、国内外の消費者に対して、優れた技能によって製作された付加価値の高い製品であることをアピールし、ものづくり日本の再興と熟練技能の継承を図る事業。</p> <p>当該事業促進のため、グッドスキルマークの募集に係る周知、応募書類の受付・チェック、センターへの応募書類の送付、応募結果の通知等の業務を行います。</p>
<p>3 ものづくりマイスター等の認定、登録に関する業務</p>	
<p>(1) ものづくりマイスター等の開拓</p>	<p>ものづくりマイスター及び IT マスターの開拓にあたっては、ホームページ、パンフレット等によるものづくりマイスター制度の紹介等の広報に加え、効果的・効率的に開拓を進めるために、不足している職種や地域のニーズ、登録されている職種や人数を勘案し、企業・業界団体を訪問してものづくりマイスター制度の趣旨、認定要件等について説明する等さらなる候補者の情報収集(掘り起し)を行います。</p> <p>①訪問件数:月4回程度 ②目標認定者数:ものづくりマイスター20名、IT マスター2名</p>
<p>(2) ものづくりマイスター等への説明</p>	<p>認定を受けたものづくりマイスター及び IT マスターには実技指導等を行う前に、センターが定める免除基準に該当する場合を除き、指導技法等講習を受講する必要がある旨の周知を行います。</p> <p>ただし、IT マスターを小中学校へ派遣する場合又は高校へのサイバーセキュリティ関係の講義を行う場合は、免除基準に該当する場合であっても、教材の利用に関するマニュアル等を配布するとともに、講習の進め方について説明を行います。また認定証交付時、または平成 27 年度以前から登録している者が平成 30 年度に初めて実技指導等を開始する直前に、活動する際の条件等について文書により通知、及び説明を行います。</p> <p>なお、過去 3 年間に一度も活動実績のないものづくりマイスターに対しては、職業訓練指導員の資格の有無にかかわらず指導技法等講習の受講を実施することとなっている。</p>
<p>(3) 申請書類の取りまとめ</p>	<p>ものづくりマイスター及び IT マスターの認定申請を行う者に対して申請書類の受付、確認等を行うなど円滑な事務処理の実施を支援するとともに、申請書類を取りまとめて中央技能振興センターに提出します。</p> <p>なお、平成 30 年度上半期において、新たな対象職種、認定基準等が示され、IT 技能を有するものづくりマイスターを認定し、派遣活動を行なうこととなっている。</p>
<p>(4) ものづくりマイスター等に対する研修</p>	<p>新たに認定されたものづくりマイスター及び IT マスターに対し、指導技法の習得・向上のため、また指導後の結果報告の作成方法等事務を含む指導技法等講習を行います。指導技法等講習の実施に当たっては、センターが作成し、提供された当該講習用資料を活用することとします。</p>

	<p>また、必要に応じ個人情報、セクシュアルハラスメント・パワーハラスメントの防止、若年者・学生との接遇といった面の知識付与等についても研修を実施します。</p> <p>・実施回数 年4回程度</p>
4 ものづくりマイスター等の活用に係る業務	
<p>(1) 若年技能者の人材育成に係る相談・援助</p>	<p>1) コーナーの相談窓口において、技能検定の実技試験や技能競技大会の競技課題等を活用した若年技能者の人材育成に係る取組方法・訓練施設・設備等のコーディネートを行います。</p> <p>2) 県内の企業や工業高校の要請に応じて、最適なものづくりマイスター及びITマスターを選出し、派遣します。 なお、教育関係機関等に対し、平成31年度に総合的な学習の時間帯を活用してITマスターの派遣を行うため、必要な時期までに管内の各学校へ活用について働きかけを行います。</p> <p>3) 県内の企業、教育訓練機関を対象に、ものづくりマイスター及びITマスターによる実技指導に対するニーズ調査を行うほか、中央技能振興センター作成のリーフレット等により「ものづくりマイスター制度」を広く県民に紹介します。</p>
<p>(2) ものづくりマイスター等の派遣による指導の実施</p> <p>※活動目標 4000人日 (「ものづくりの魅力」講座の活動数を含む)</p>	<p>中小企業・業界団体や工業高等学校等の要請に応じてものづくりマイスター又はITマスターの派遣を行います。</p> <p>また、派遣にあたっては、派遣要請に係る指導ニーズを把握して効果的な指導を計画し、それを的確に実施できるものづくりマイスター等の選定に努めます。</p> <p>また、実施した指導内容を記録し、受講者に対して目標レベルの到達度評価を行うことで、訓練の促進を図ります。</p> <p>【指導概要】</p> <p>1) 競技課題や技能検定実技試験課題(2級レベル)を基にした比較的長期(10回~20回)の実技指導(座学も可)</p> <p>2) 技能検定実技課題(3級レベル)を基にした比較的短期(1回から10回)の実技指導(座学も可)</p> <p>3) 企業・団体への生産性・品質向上、人材育成方法の指導、労働安全衛生法を含む労働環境の改善に向けた助言等</p> <p>4) 工業高校等から、「技能検定の受検資格について(平成30年1月4日付け開発0104号第1号)」に基づく、技能検定受検資格付与に係る講習(技能検定3級の受検資格必要な当該検定職種に係る技能検定試験の実技及び学科の「試験科目及びその範囲の細目」についての講習の要請があった場合、資格付与に必要な最低6時間の講習を行う。</p>
<p>(3) 「目指せマイスター」プロジェクト</p>	
<p>ア 「ものづくりの魅力」発信</p>	<p>学生のものづくりに関する理解を深めるとともに、将来、若者自らがものづくりの現場での就業等を実現できるよう、また、教師や保護者等が希望する学生生徒を支援し易いよう、ものづくりマイスターによる「ものづくりの魅力」発信</p>

	<p>の講座等を行います。</p> <p>① 学校の授業等への講師派遣（児童・生徒を対象） 地域の教育機関関係者からの要請に基づき、学校の授業等にもものづくりマイスターを講師として派遣し、講義と同時にものづくり体験教室を実施するなどして、技能・ものづくりの魅力を伝える講座を行います。 ・実施回数：15件（予定）</p> <p>② ものづくりマイスターによる講義を伴う児童・生徒を対象とした事業所等見学の実施 上記①のものづくりマイスターによる講義を受けた児童・生徒を対象に、ものづくりマイスターの勤務場所等事業場の見学（訓練施設を含む）を組み合わせたものづくりマイスターによる講義を行います。</p> <p>③ 学校の教師、児童・生徒の保護者等を対象とした「ものづくりの魅力」講座等への講師派遣 児童・生徒を対象に行うものづくりマイスターによる「ものづくりの魅力」講座を実施するにあたり、当該学校の教師を対象とした「ものづくりの魅力」講座を事前に実施します。また児童・生徒の保護者等に対しても学校側と調整のうえ可能な範囲内で実施します。</p>
イ「ITの魅力」の発信	<p>小中学校等の児童・生徒（IT業界での就業等を予定している工業高校等の学生を除く）を対象に、情報技術に関する興味を喚起し、情報技術を使いこなす職業能力の付与が実現できるよう、ITマスターを講師として派遣し、学校の授業等に「ITの魅力」発信する内容の講義を行います。 ・実施回数：3件（予定）</p>
ウ 若者に対する「ものづくりの魅力」の発信	<p>ニートの若者等に対する就労支援等を行っている地域若者サポートステーションからの要請に基づき、ものづくりマイスターの有効な活用が見込まれる場合は、積極的にものづくりマイスターの派遣を検討し、サポステの支援対象者を対象として、ものづくり体験等の協力を行います。</p>
5 地方公共団体、経済団体等との連携会議の設置・運営	
連携会議の設置・開催	<p>1) 地方公共団体や経済団体等と連携会議を設置し、事業の推進計画や実施計画の策定、本県の産業特性、就業構造等を踏まえた技能振興の取組みや事業実施に当たっての連携等、事業の進捗状況の報告、年度末に実施状況を踏まえた翌年度の事業推進計画案を策定し、連携会議に報告し、取りまとめます。（開催回数 年2回）</p> <p>2) 連携会議委員（メンバー）・案 熊本労働局、熊本県労働雇用創生課、熊本県教育委員会、(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構、熊本県経営者協会、熊本県商工会議所連合会、熊本県商工会連合会、熊本県中小企業団体中央会、熊本県工業連合会、熊本県建築協会、熊本県技能士会連合会、熊本県専修学校各種学校連合会、日本労働組合総連合会熊本県連合会を予定。</p>

6 全国斉一的な事業展開

全国会議の開催等によるセンターコーナー間の連携の強化等

センターとコーナーが密接に連携し、円滑に全国一斉な事業展開を図るため、全国会議やブロック会議の開催等により、業務方針確認・徹底、実務ノウハウの向上・共有を図ります。